

議案第2号

県立特別支援学校編成整備の基本方向（平成24年度～平成33年度）について

県立特別支援学校編成整備の基本方向(平成24年度～平成33年度)を別紙のとおり定める。

平成23年9月21日

沖縄県教育委員会

概要説明

課名 総務課

1 件名

県立特別支援学校編成整備の基本方向（平成 24 年度～平成 33 年度）

2 策定の必要性

- (1) 「特別支援学校編成整備計画」は、県立特別支援学校に関する整備計画で、特別支援学校の設置や統廃合、学部・学科の改編などの個別計画から編成される。
- (2) 現行の編成整備計画は、平成 19 年度～平成 23 年度を計画期間としているため、平成 24 年度からの整備に向けて新たな計画を策定する必要がある。
- (3) 「編成整備の基本方向」を策定した後に「編成整備実施計画」を策定し、あわせて「編成整備計画」とする。

3 策定の経緯

- (1) 調査、ヒアリング、保護者等との意見交換等を踏まえ、編成整備の基本方向【素案】を作成（平成 22 年 4 月～平成 23 年 2 月）
- (2) 外部有識者を交えた「県立特別支援学校編成整備に関する懇話会」を 5 回開催し、94 件の意見を聴取（3 月～5 月）
- (3) 懇話会の意見を踏まえ 12 項目を修正して【案】とし、県民意見の募集及び関係団体意見の照会。136 件の意見を受け付け（6 月～8 月）
- (4) 県民意見及び関係団体意見を踏まえて【案】の 7 項目を修正

4 内容の概要

第 1 章 計画策定の基本的考え方

編成整備計画の性格や計画の対象、前提、期間と進行管理について規定している。

第 2 章 県立特別支援学校の現状と課題

特別支援学をめぐる現状と課題を把握し、原因の特定と将来推計を行っている。

①特別支援学校の配置

- ・ 沖縄本島において視覚障害及び聴覚障害に対応する学校が少ない
- ・ スクールバスによる登下校の負担や制限が小さくない

②特別支援学校の施設

- ・ 平成 33 年度に築 35 年以上となる学校施設がある

③特別支援学校の規模

- ・ 過大規模になっている学校が 2 校ある（美咲、大平）

- ・適正規模を超える可能性がある学校が4校ある（名護、島尻、西崎、泡瀬）
- ・過小規模になる可能性がある学校が2校ある（桜野、森川）

④特別支援学校の医療的ケア

- ・看護師配置の効率的・効果的運用が求められる

⑤特別支援学校の学部・学科と進路

- ・軽度知的障害生徒の特別支援学校高等部の受け皿が十分でない

⑥特別支援学校の交流及び共同学習

- ・交流及び共同学習は着実に実施されているが、十分ではない
- ・特別支援学校の分校・分教室、併設・隣接の活用が十分でない

⑦特別支援学校の新設

- ・特別支援学校の新設は、財政状況や補助制度等の複合的観点から検討する必要がある

第3章 計画における目標の設定

第2章で取り上げた課題を踏まえ、編成整備計画で達成すべき目標を設定している。

- ①学校規模の適正化を図る
- ②軽度知的障害生徒が職業的・社会的自立を目指す特別支援学校高等部を充実させる
- ③医療的ケアを充実させるため、効率的・効果的に看護師を配置する
- ④交流及び共同学習をより積極的に推進する
- ⑤より身近な地域で就学できるようにする
- ⑥施設改築に向けて整備計画を策定する
- ⑦一定の目標をより少ない費用で達成する手段を選択する

5 関係課との調整状況

教育庁各課と調整済み

6 今後の予定（編成整備実施計画の策定）

- (1)編成整備実施計画【素案】の作成（9月～10月）
- (2)「県立特別支援学校編成整備に関する懇話会」の開催（10月～12月）
- (3)県民意見及び募集び関係団体意見の照会（12月～1月）
- (4)教育委員会会議に議案提出（3月）